

# まちづくり協議会の 公募委員を募集します!

地域ごとに市民の皆様の意見を幅広くお聞きし、市政に反映させていくため、4つの自治区（北見・端野・常呂・留辺蘂）に設置するまちづくり協議会の委員を募集します。

## 1. まちづくり協議会とは

北見市では、住民の意見を市政に反映し、協働のまちづくりを進めるため、4つの自治区（北見・端野・常呂・留辺蘂）に『まちづくり協議会』を設置しています。

まちづくり協議会は、地域住民が自治区に関する事項について協議を行うとともに、住民と行政が情報を共有し、住民が行政に参加することを目的として設置するものです。

まちづくり協議会の役割は、市長やその他の市の機関から諮問された事項や自治区に関わる必要な事項について審議し、市長やその他市の機関に対して意見を述べることです。

## 2. 応募方法

北2条仮庁舎、まちきた大通ビル庁舎4階案内窓口、総合支所、支所・出張所、市民サービスセンターに備え付けの応募用紙に、必要事項及びまちづくりについてのお考えを800字程度で記入し、郵送・Eメール・FAXまたは直接ご持参ください。

様式は北見市ホームページからもダウンロードできます。

## 3. 応募期間

令和2年4月1日（水）から5月11日（月）まで（必着）

## 4. 応募要件

- ・応募するまちづくり協議会の属する自治区に住所を有する方
- ・4月1日現在で満20歳以上の方
- ・北見市の他の審議会等の委員でない方
- ・北見市の職員または議員でない方

## 5. 募集人数

各自治区（北見・端野・常呂・留辺蘂の4自治区）3名程度を募集します。

※まちづくり協議会の委員は、公募のほか、関係自治区の区域内の公共的団体が推薦する者、識見を有する者を含め15名以内です。

## 6. 任期

令和2年6月14日から令和4年6月13日（2年間）

## 7. 報酬

1回開催（2～3時間程度）につき、3,200円（交通費別途支給）

※会議時間が3時間以上の場合は、6,400円

## 8. 選考方法

- ・選考委員会が、提出いただいたレポート等をもとに選考します。
- ・選考結果は、6月上旬までに応募者全員に連絡いたします。

## 9. 会議

- ・会議は月1回程度開催する予定です。
- ・会議は公開で行いますので傍聴可能です。

## 10. 応募先・お問い合わせ先

自治区	住所 (担当課)	電話番号	FAX
		Eメール	
北見	〒090-8501 北見市北2条東1丁目11 (企画財政部 地域振興課)	(0157)25-1128	(0157)24-1101
		chiikishinko@city.kitami.lg.jp	
端野	〒099-2192 北見市端野町二区471番地1 (端野総合支所 総務課)	(0157)56-2113	(0157)56-3800
		ta.somu@city.kitami.lg.jp	
常呂	〒093-0292 北見市常呂町字常呂323番地 (常呂総合支所 総務課)	(0152)54-2113	(0152)54-3887
		to.somu@city.kitami.lg.jp	
留辺蘂	〒091-8666 北見市留辺蘂町上町61番地 (留辺蘂総合支所 総務課)	(0157)42-2421	(0157)42-2500
		ru.somu@city.kitami.lg.jp	

